

3. データ記録様式への記入方法

データ記録様式（その１）からデータ記録様式（その４）は、歩道橋検査員が、将来の維持管理の参考となり、かつ維持管理計画の策定や見直しに用いるための損傷程度の評価や外観性状を記録する。

なお、歩道橋検査員は、点検記録様式（その３）及び（その６）も作成することに注意すること。各様式の共通項目は以下による。

(1) 施設ＩＤ

緯度・経度を用いて、「定期点検対象施設のＩＤ付与に関する参考資料（案）」（令和元年１０月）に示される方法により付与し、記入する。

(2) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のＩＤ付与に関する参考資料（案）」（令和元年１０月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第５位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(3) 歩道橋名

横断歩道橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、歩道橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

歩道橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号（〇〇道路） (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇、県道〇〇 等 (一般県道、主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇、町道〇〇 等

(5) 現地確認年月日

現地を確認した日付をyyyy. mm. dd形式で記入する。なお、複数の日にまたがって現地を確認した場合には、確認を行った末日を記入する。（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(6) 歩道橋検査員

後日必要に応じて基礎データ記録について必要な検証等ができるように、部材等の損傷の有無やその程度などの現状に関する基礎データの記録者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

1) データ記録様式（その１）データ記録時の現地状況写真

本様式では、定期点検の基礎データ記録時の現地状況の写真などを網羅的に整理する。

データ記録様式（その１）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「メ モ」：撮影対象箇所（側面、路面、路下 等），写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには、得られた情報を記載するのがよい。また想定の部分には「考えられる等」と記載するなど、想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真の撮影アングルは、原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は、前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるとよい。

また、どの方向から何を写したかを記載する。例えば、「手前：A 1 側，奥：P 1 側」，「上り線側から撮影」

②CCTV画像の利活用

当該横断歩道橋を観測しているCCTVが設置されている場合は、プリセット画像と変状時の画像を比較することで、大規模な変状があれば速やかに確認できることから、掲載しておくるとよい。

③航空写真の利活用

当該横断歩道橋の周辺状況を一目で確認できることから、可能であれば、国土地理院のサイトから横断歩道橋周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

2) データ記録様式（その２）データの収集・記録の方法

本様式では、データの収集・記録のために、物理的に近接目視又は打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視又は打音、触診が可能であるがその他の方法によりデータを収集した箇所について記録する。

データ記録様式（その２）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号
- ・「部 材 名」：主桁、床版などの部材名（付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：対象部材の番号（０２ 等；「点検記録様式(その６)」参照）

- ・「要素番号」：対象部材の番号（0205 等；「点検記録様式(その6)」参照）
- ・「点検方法」：近接目視以外の方法の具体的な方法
- ・「機器等の性能や条件，特記事項等」：使用する機器等の性能や条件，特記事項等

①物理的に目視，打音及び触診が出来ない箇所（部材）

ア)その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

- ・桁高が低く箱桁内部に進入できない。
- ・化粧板により桁が目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁があり，胸壁前面は目視できない。

イ)ローラー支承については，カバープレートの膨らみとかが橋の性能の観点では重要な着眼点であるため，データ収集のうえでも，そのような外観の変状の有無がわかるように写真等の記録をする。

②損傷程度の評価を近接・打音・触診によらなかった部位・部材

損傷程度の評価を近接・打音・触診によらなかった部位・部材については，その部材部位を明らかにする。

また，その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度，性能を発揮する使用条件を明らかにし，また，実際に使用した時の条件やキャリブレーションのための試験結果なども明らかにするなど機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に記録する。

3) データ記録様式（その3－1）損傷図

本様式は，損傷程度の評価における損傷の形態などの質的な特徴について，損傷図で記録するものである。

損傷図の作成においては，基本的に損傷程度の評価「b」以上の損傷を目安に，損傷の位置関係が把握できるように記録する。損傷図には，定期点検時点で観測された損傷を記載することとし，過去の変遷，前回との比較，前回からの進展が分かるように記録するまでは求めている。

（1）損傷図に記載する基本的な内容

- ・損傷の位置関係や種類，程度を概略的に記録する。将来参照した場合に大きな変化の有無が確認できる程度の描画と特徴の記述でよい。
- ・損傷程度の評価「b」以上に区分された損傷を記録する。
- ・径間別に，見下げ図，正面図，側面図として作成することを基本とする。
- ・損傷の種類は，第4章表－4. 1. 1に示す26種類から選択する。
- ・損傷の情報を示す旗揚げ（引き出し）は，損傷箇所（部材名称・要素番号），損傷種類の番号と損傷名，損傷程度の評価区分の記号，損傷の規模や損傷パターン（必要に応じて）の順序で記入する。また，各損傷箇所に対応した写真番号（データ記録様式（その3－2）の写真番号と対応）を記入する。

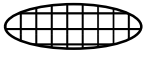
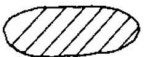
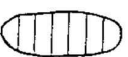
- ・記号化しきれない質的な情報や写真では伝えにくい質的な情報についても損傷図に概略のスケッチで補足する。
- ・写真等では記録できない異常音や振動などについては、文章で記述する。
- ・対象とする材料種別毎に、以下を踏まえて情報を記録する。

1) コンクリート部材

- ・散在する多数のコンクリートの剥落、ひびわれ部の欠け、骨材の露出
- ・散在する多数のスペーサーや鉄筋等の内部鋼材の露出
- ・ひびわれのおおよその起終点を記録する。厳密に把握する必要はない。
- ・ひびわれが分岐している場合でも、損傷程度の判定やひびわれパターンの分類に不要であれば、分岐後に平行しているひびわれは1本の線で記載してよい。
- ・コンクリート部材におけるうき、剥離、変色、鉄筋露出等の変状箇所及び範囲のスケッチ
- ・漏水や遊離石灰の析出の発生の範囲
- ・打音等で確認されたうき、剥離の範囲

チョーキングしたうえで写真等を撮影し、歩道橋検査員がひびわれ図を作成する場合は以下を基本とする。

- ・チョーキングしたうえで写真等を撮影し、歩道橋検査員が作成する場合には、例えばあるひびわれの途中に0.05mm未満の区間があったとしても、それを記録しないことは却って煩雑になるため、近接目視で連続していることを確認したひびわれは、0.05mm未満の区間もつなげて記載すればよい。
- ・1本のひびわれ内で幅が変化する場合にも、線色は黒色で統一する。ただし、1本のひびわれの中で幅が最大である箇所に旗上げし、ひびわれ幅を記載する。
- ・損傷程度の評価の写真撮影も同時に行うことを考えれば、ひびわれの特徴、段差の有無等の情報が写真で記録されるように、チョーキングを行う場合にはひびわれと重ならないように、ひびわれに沿って行うこと。
- ・記録にあたっては、次の凡例を標準とする。

損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示
ひびわれ		遊離石灰		うき	
剥離		漏水			
鉄筋露出		その他			

2) 鋼部材

- ・鋼製部材の亀裂発生位置や状況のスケッチ

- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など変状の発生位置
- ・ボルト類のゆるみ・脱落の数やボルト類の種類（材質）
- ・塗膜片や錆片のうき，剥離など第三者被害の要因となり得ることが懸念される箇所の発生位置スケッチ

3) 鋼板接着や繊維シートなどによる補修補強箇所

- ・補修・補強材の種類や範囲がわかるようにハッチング（ドットパターン）で示す。

(2) その他

健全性の診断の過程において特筆すべき損傷の状態の記録を残す必要がある場合や，耐荷力の不足や疲労等耐久性上の問題の兆候が疑われる箇所について，次回の定期点検等において変化を正確に追跡，比較することができるよう作成する必要がある場合に記載する基本的な内容を以下に示す。なお，上述の目的で損傷図を作成する場合には，必ずしも径間別に作成する必要は無く，（1）の損傷図とは別に作成する。

- ・微細なひびわれや亀裂まで含めて，ひびわれや亀裂の進展方向や起終点等，損傷の発展，増加を追跡的調査できるように記録する。
- ・ひびわれ幅の追跡を目的に作成する場合には，ひびわれ幅計測位置をチョークなどで明示し記録する。
- ・耐荷力の不足，又は，鉄筋等に沿って一方向又は二方向に分散して発達していたり，蜘蛛の巣状に発達しているなど疲労の兆候と疑われるひびわれの箇所は対象箇所を明示する。
- ・一方向ひびわれと二方向ひびわれの違い，また分散ひびわれと特定箇所のひびわれの違いを問わず，漏水，遊離石灰，変色，骨材のポップアウト，近傍の角おちなど，床版への水の浸入が疑われる兆候と関係するひびわれの箇所は対象箇所を明示する。
- ・過年度と今回の情報を比較する事を前提として損傷図を作成する場合は，情報が容易に区別できるように工夫し，凡例などを明記する。

例えば，以下のような工夫をするのがよい。

記載例：・初回記録及び過年度の損傷図を黒色表記とし，新たな情報を赤色とする。

（損傷が進行していない場合は黒色表記のままとする。）

- ・進行が確認された「損傷範囲，程度（深さ・幅など）」の記述を赤色表記する。（前回記録を黒色のままとして赤色で追記し，両者が区別できるように工夫する）

- ・前回点検以降に補修された損傷は青色表記とする。

（前回点検の記録を黒色のまま残し，青色で追記し，補修前後の状態がともにわかるように工夫する。なお「補修内容・年度」などの情報も記載する。）

(3) 記録の方法

目的が達成できれば，方法は問わない。なお，個々に検討する作成の目的を満足する範囲で点検支援機器を用いる場合，「データ記録（その2）データの収集・記録の方法」に記載する。このとき，記録の精度などについて現地で明らかにし，作成目的にかなうものとなっているかどうか記録しておくなど，作成した損傷図をあとで活用するときに，作成内容について誤解な

く情報が伝達されるように記載するとよい。

4) データ記録様式（その３－２）損傷写真

本様式では、定期点検の結果把握された損傷の写真などを径間毎に網羅的に整理する。

歩道橋検査員が直接、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影したときには、記録に残すべき損傷が記録していると解釈されるので、備考欄には特に記載する必要はない。ただし、必ずしもこのとおりにならないときがあれば、必要に応じて、写真を解釈する上で必要な情報を記載すること。このとき、備考欄でなく、写真毎に、撮影条件とその理由をメモ欄に記載するものとする。

一方で、近接し、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影するのではなく、記録作成を支援する機器等を用いて得た画像から記録に残す損傷を抽出し、整理することを基本とする場合には、個々の写真にその解釈する上での留意点を記載することは効率的でない。このため、データ記録様式（その２）に機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、また、実際に使用したときの条件も明らかにするなど、機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を別途記載するとともに、本様式の備考欄に写真を解釈する上で少なくとも注意すべき情報をまとめて記載すればよい。

データ記録様式（その３－２）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（１から順に記入。写真は横方向に順に貼付ける。）
- ・「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- ・「部 材 名」：主桁、床版などの部材名（付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）
- ・「要素番号」：損傷部材の番号（０２０５等；「点検記録様式（その６）」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷名（「付録－２」参照）
- ・「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録－２」参照）
- ・「前回損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録－２」参照）

なお、貼付した写真には、起点・終点の方向を記入する。また、写真撮影にあたっては、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、更にスケールが判るようなものを添えておくことが望ましい。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">１．写真番号２．歩道橋名３．部材名４．要素番号５．損傷の種類及び番号 |
|--|

【留意事項】

- １）一枚の写真に複数の損傷が映り込んでいる場合は、主たる損傷を「損傷の種類」欄に、記載する。
- ２）損傷の程度（a～e）については、必ず損傷種類毎に損傷写真を記載する。なお、損傷が無い場合でも、近接目視を行ったことの根拠となることや外観を継続的に、同じアングルからの写真で記録することの重要性を踏まえ、全要素について写真を残すこと。

- 3) 要素単位で損傷が無い場合は、健全な写真を添付し、損傷の種類は「NON」、程度は「a」とする。ただし「オルソモザイク画像の生成と保存に関する参考資料(案)」に基づきオルソ画像を記録提出した範囲においては、基本的に本項による必要はない。
- 4) 前回点検との比較において、損傷程度が大きい損傷、進行がある損傷、又は補修済みの損傷については、今回と前回の写真を並べて貼り付け、空白に、前回点検年度を記載する。ただし、比較考察を行う必要は無い。

5) データ記録様式(その3-3) 損傷程度の評価記入表

本様式では、対象横断歩道橋の各部材について、要素毎に、損傷の種類・程度などを径間毎に整理する。損傷程度の評価は、損傷の程度をあらわす客観的な事実を示すものであり、すなわち、損傷の現状を要素毎に記号化して記録するものである。ここでの「損傷程度の評価」は、その原因や将来予測、横断歩道橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合い等は含まないことに留意する。

データ記録様式(その3-3)の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号(S, P, A 等; 付表-1. 1「各部材の名称と記号」参照)
- ・「材料」：鋼、コンクリートなどの部材材質区分記号(S, C, X 等; 付表-1. 1「各部材の名称と記号」参照)
- ・「部材種別」
 - 「名称」：主桁、床版などの部材名(付表-1. 1「各部材の名称と記号」参照)
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号(Mg, Ds, Bh 等; 付表-1. 1「各部材の名称と記号」参照)
 - 「要素番号」：要素の番号(例 0205 等; 「点検記録様式(その6)」参照)
- ・「損傷程度」
 - 「損傷程度の評価」：損傷程度の評価区分記号(「付録-2」参照)
 - 「定量的に取得した値」：各要素における定量的に得られる計測値(定量的に取得した場合に限る。なお、この欄は、当面は該当するものではなく、将来、定量的評価方法を定めた後に使用するものである。)
 - 「単位」：定量的に取得した値の単位(同上)
- ・「損傷パターン」：損傷パターンの区分番号(損傷の種類が「腐食」「亀裂」「ひびわれ」「床版ひびわれ」「舗装の異常」「支承部の機能障害」「定着部の異常」の場合のみ記入; 「付録-2」参照)
- ・「損傷の種類」：損傷の種類名(腐食、亀裂 等; 「付録-2」参照)
- ・「分類」：各損傷における機能や材料等の分類番号(損傷の種類が「防食機能の劣化」「支承部の機能障害」「その他」「補修・補強材の損傷」「定着部の異常」「変色・劣化」の場合のみ記入; 「付録-2」参照)

【留意事項】

- ①横断歩道橋の損傷程度の評価区分の検討及び区分の記録にあたっては、「橋梁定期点検要領 付

録－３ 損傷程度の評価要領」（令和６年７月国土交通省道路局国道・技術課）に基づくことを基本とする。ただし、「①腐食」及び「⑮舗装の異常」については、歩道橋定期点検要領 付録－２に基づき、損傷程度の評価に加えて、部材内の腐食の分布形態についても分類し、記録する。なお、これらに加えて、建設省制定土木構造物標準設計（以下、「標準設計」という）に基づく構造形式の横断歩道橋は、付録－２の「標準設計適用の場合」に基づき必要事項の記録を行う。

②損傷の種類が、「腐食」「亀裂」、「ひびわれ」、「床版ひびわれ」、「舗装の異常」、「支承部の機能障害」、「補修補強材の損傷」、「定着部の異常」の場合、損傷パターン番号を記入する。

③損傷の種類が「防食機能の劣化」、「支承部の機能障害」、「その他」、「補修・補強材の損傷」、「定着部の異常」、「変色・劣化」の場合、分類欄に値を記入する。

④損傷の種類が「その他」で分類が「その他」の場合は、備考欄に損傷の内容を記入する。

⑤全ての要素において、第４章表－４．１．１に示されている損傷に対して、点検した結果を確実に残すため、損傷程度の評価（a～e）を記入する。例えば、鋼製主桁において、損傷が「防食機能の劣化」のみ「c」であった場合、同表に示される残りの損傷（腐食、亀裂、ゆるみ・脱落、破断、補修・補強材の損傷、遊間の異常、定着部の異常、漏水・滞水、異常な音・振動、異常なたわみ、変形・欠損）に「a」を記入する。ただし、当該要素において明らかに対象外である損傷種類（例えば、ボルトが使われていない要素での「ゆるみ・脱落」）では、「NA」とする。また、全く損傷がない要素にあつては、損傷の種類を「NON」、損傷程度を「a」として入力する。

なお、損傷のない要素番号は、出力されない。

6) データ記録様式（その３－４）損傷程度の評価結果総括

本様式では、対象横断歩道橋の前回定期点検時から損傷程度の評価に変化が見られた部材や損傷の程度が進行した部材について、損傷の種類・程度を、径間毎に、前回定期点検結果と対比するよう整理する。

「損傷の種類及び損傷程度」欄については、データ記録様式（その３－３）の記録（要素番号毎）を、部材番号毎に整理して記入する。各部材において、複数の損傷が記録される場合は、それぞれの損傷を記入する。また、同じ損傷で程度の異なるものについては、最も損傷程度の進行しているものを記入する。

なお、１部材で４つ以上の損傷の種類及び損傷程度の評価を記入する必要がある場合には、２行以上で記入する。

また、当てはまる損傷がない場合は、現地確認年月日、歩道橋検査員、今回及び前回定期点検の点検日について記入し、工種、材料、部材種別、損傷の種類及び損傷程度の各項目は空欄とする。

データ記録様式（その３－４）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号（S、P、A 等；付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）
- ・「材料」：鋼、コンクリートなどの部材材質区分記号（S、C、X 等；付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）

- ・「部材種別」：
 - 「名称」：主桁，床版などの部材名称（付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号（M g，D s，B h 等；付表－１．１「各部材の名称と記号」参照）
 - 「部材番号」：部材の番号（例 ０２ 等；「点検記録様式(その６)」参照）
- ・「今回定期点検」
 - 「点検日」：今回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類及び損傷程度」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）
(腐食（a），ひびわれ（c）等）
- ・「前回定期点検」
 - 「点検日」：前回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類及び損傷程度」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）
(腐食（a），ひびわれ（c）等）

7) データ記録様式（その４）引き継ぎ事項等

本様式では，定期点検の基礎データ記録時の特記事項，データ取得方法の変更に伴う注意点，現地で行った応急処置などの引き継ぎ事項を記載する。作成にあたっては，対象位置や内容が詳細に分かるように記載すること。

■付表－１．１ 各部材の名称と記号

工 種		構造形式		材 料		部材種別		
主桁・床版等	SP	鈑桁橋	Gs	鋼	S	主桁	SPmg	
		箱桁橋	Bs	コンクリート	C	横桁	SPcr	
		トラス橋	Ts	その他	X	対傾構	SPcf	
		アーチ橋	As			縦桁	SPst	
		斜張橋	Cs			ゲルバー部	SPgb	
		その他	Xs			垂直補剛材	SPvs	
						床版	SPds	
						添接板	SPpl	
						地覆	SPwg	
		横構	上横構	SPlu				
			下横構	SPli				
		主構トラス	上・下弦材	SPbt				
			斜材・垂直材	SPdt				
			橋門構	SPpt				
		アーチ	アーチリブ	SPar				
			補剛材	SPsa				
			吊り材	SPha				
			支柱	SPca				
			橋門構	SPpa				
		ラーメン	主構（桁）	SPrg				
			主構（脚）	SPrp				
		斜張橋	斜材	SPsc				
			塔柱	SPts				
			塔部水平材	SPth				
			塔部斜材	SPtd				
		外ケーブル	SPco					
		PC定着部	SPpa					
		格点	SPpp					
		コンクリート埋込部	SPem					
		その他	SPsx					

工 種		構造形式		材 料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	橋脚	SB	独立柱	Cp	鋼	S	柱部・壁部	SBbp
			T型・Y型	Tp	コンクリート	C	根巻きコンクリート	SBco
			壁式	Wp	その他	X	梁部	SBpb
			門型・ラーメン	Rp			隅角部・接合部	SBpc
			その他	Xp			その他	SBpx

工 種		構造形式		材 料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	橋台	SA	橋台	Aa	鋼	S	胸壁	SAap
			その他	Xa	コンクリート	C	縦壁	SAac
					その他	X	翼壁	SAaw
							その他	SAax

工 種		構造形式		材 料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	基礎	FP	基礎	Ff	鋼	S	フーチング	FPff
			その他	Xf	コンクリート	C	その他	FPfx
					その他	X		

※横断歩道橋として部材種別の記号を設定している。

工種			構造形式		材料		部材種別		
階段部	主桁等	STs	鈑桁橋	Gs	鋼	S	主桁	STmg	
			箱桁橋	Bs	コンクリート	C	地覆(階段)	STwg	
			その他	Xt	その他	X	蹴上げ	STri	
							踏み板	STtr	
							斜路部	STsl	
							その他	STtx	
工種			構造形式		材料		部材種別		
階段部	橋脚	STp	独立柱	Cp	鋼	S	柱部・壁部	STbp	
			T型・Y型	Tp	コンクリート	C	根巻きコンクリート	STco	
			壁式	Wp	その他	X	梁部	STpb	
			門型・ラーメン	Rp			隅角部・接合部	STpc	
			その他	Xp			その他	STpx	
工種			構造形式		材料		部材種別		
階段部	橋台	Sta	橋台	Aa	鋼	S	橋台	STab	
			その他	Xa	コンクリート	C	その他	STax	
					その他	X			
工種			構造形式		材料		部材種別		
階段部	基礎	STf	基礎	Ff	鋼	S	フーチング	STff	
			その他	Xf	コンクリート	C	その他	STfx	
					その他	X			
工種			構造形式		材料		部材種別		
階段部	支承部	STb	支承	Be	鋼	S	支承本体	STsh	
			その他	Xe	コンクリート	C	アンカーボルト	STsa	
					その他	X	沓座モルタル	STsm	
							台座コンクリート	STsc	
							その他	STbx	
工種			構造形式		材料		部材種別		
支承部	BP		支承	Be	鋼	S	支承本体	BPsh	
			その他	Xe	コンクリート	C	アンカーボルト	BPsa	
					その他	X	沓座モルタル	BPsm	
							台座コンクリート	BPsc	
							その他	BPbx	
工種			構造形式		材料		部材種別		
その他の接続部	SC		上部構造と階段部の接続部	Cj	鋼	S	フック・ボルト	SCjp	
			その他	Xc	コンクリート	C	剛結部	SCjr	
					その他	X	その他	SCcx	

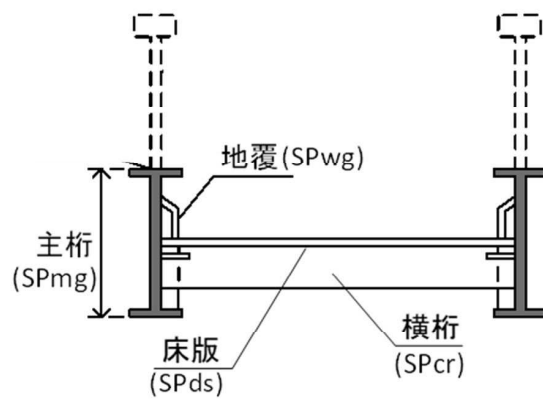
工種			構造形式		材料		部材種別		
その他	E		落橋防止システム	Bs	鋼	S	落橋防止システム	Epr	
			伸縮装置	E	ステンレス	SS	伸縮装置	Eej	
			舗装	P	アルミ	AL	舗装	Epa	
			高欄	R	ゴム	R	高欄	Ebr	
			手すり	H	アスファルト	A	手すり	Eba	
			防護柵	G	コンクリート	C	目隠し板	Ebb	
			排水施設	D	薄層舗装	T	裾隠し板	Esb	
			添架物	U	Asブロック	AB	落下物防止柵	Efe	
					Coブロック	CB	排水受け	Ewpa	
					タイル	TI	排水樋	Ews	
					塩ビ	V	排水管	Ewpi	
					FRP	FRP	照明施設	Eil	
					ポリカーボネート	PC	道路標識	Esi	
					その他	X	添架物	Eut	
							その他	Epx	

※横断歩道橋として部材種別の記号を設定している。

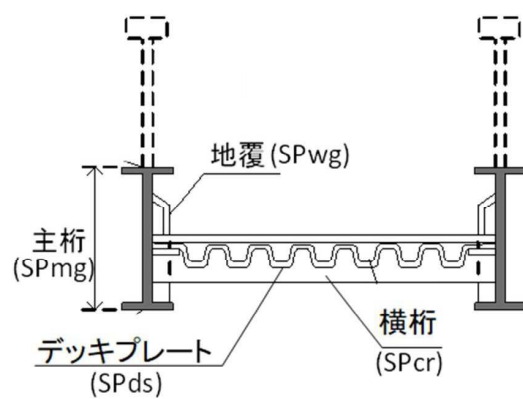
■付図－１．１ 部材の名称

・上部構造

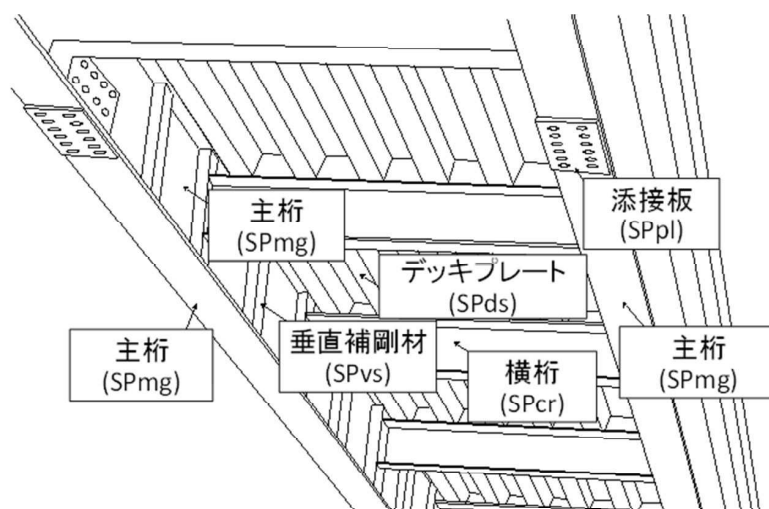
鋼床版形式



デッキプレート形式①

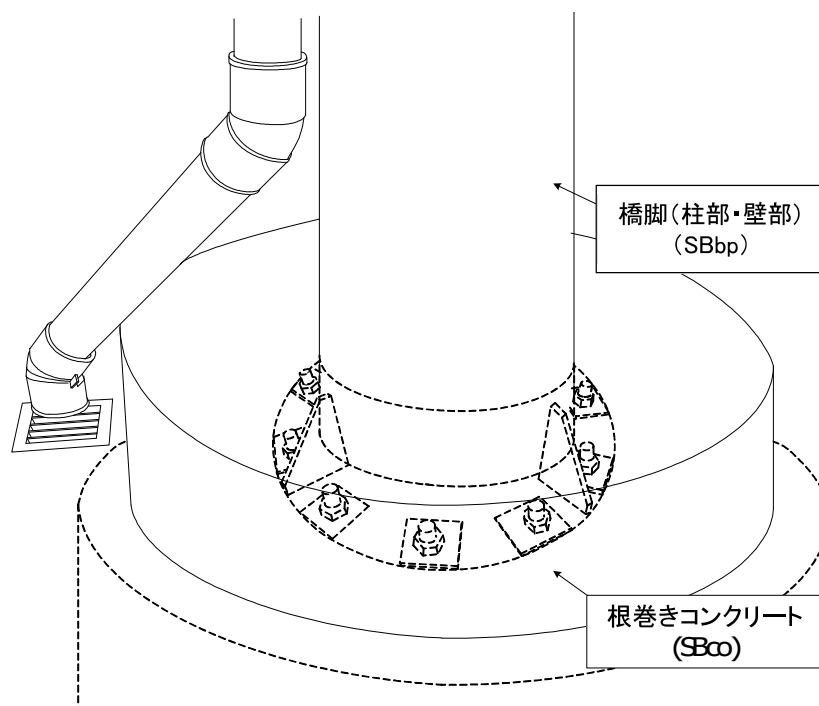


デッキプレート形式②



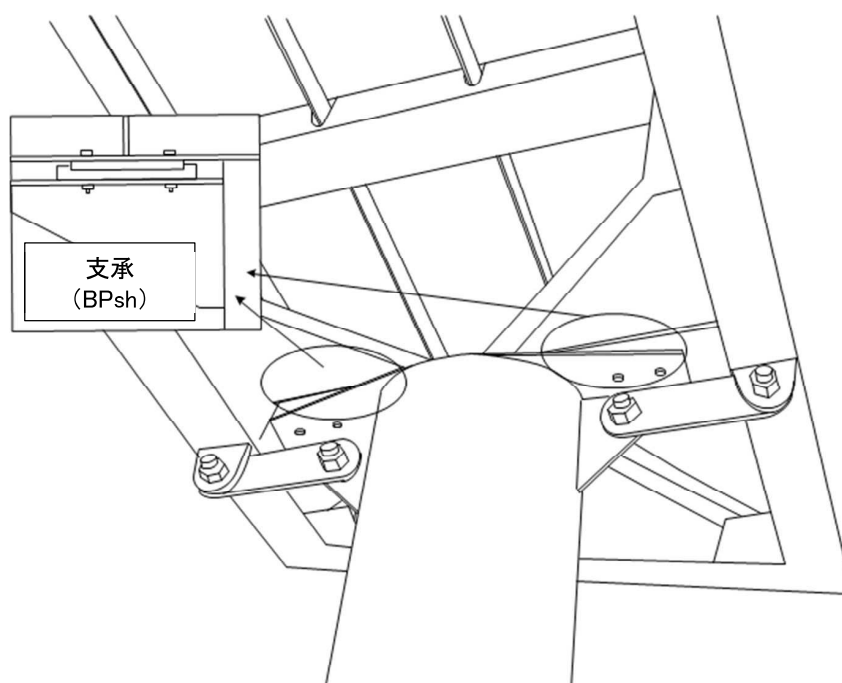
付図－１．１．１ 部材の名称（その１）

・下部構造



付図－１．１．１ 部材の名称（その２）

・上下部接続部

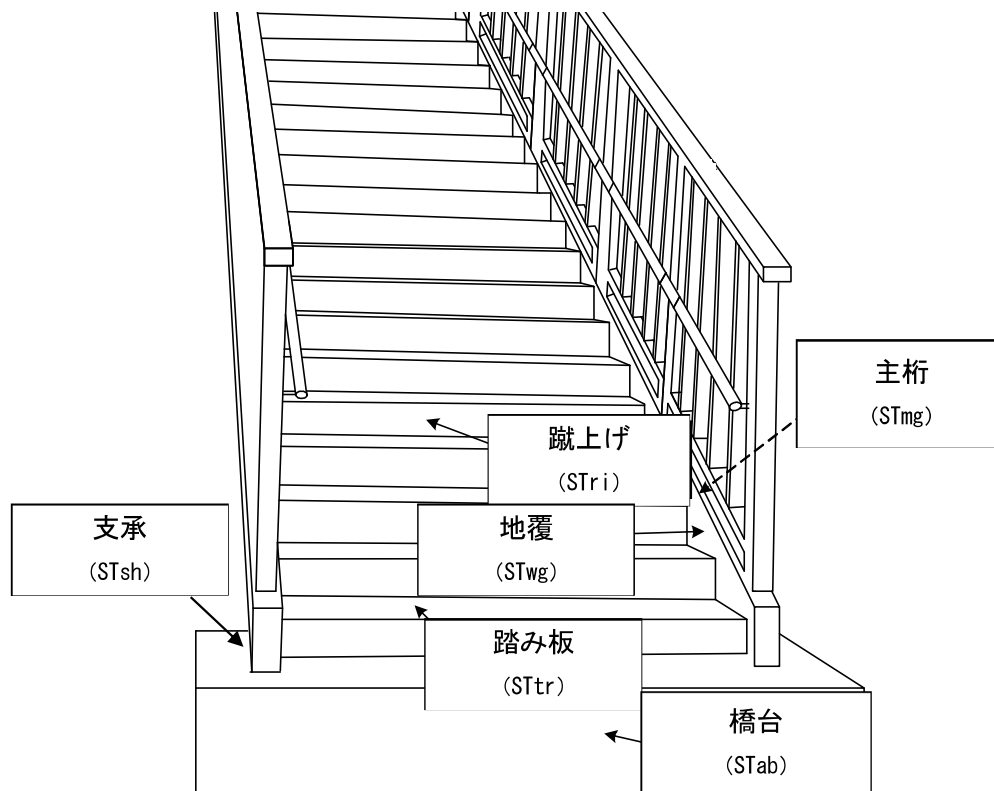


※ラーメン構造の場合を除く

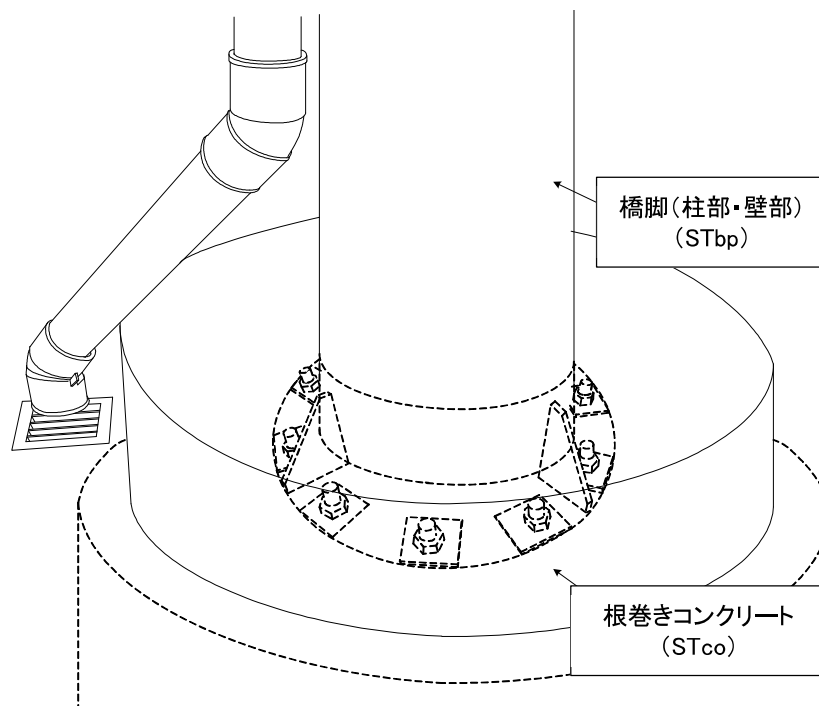
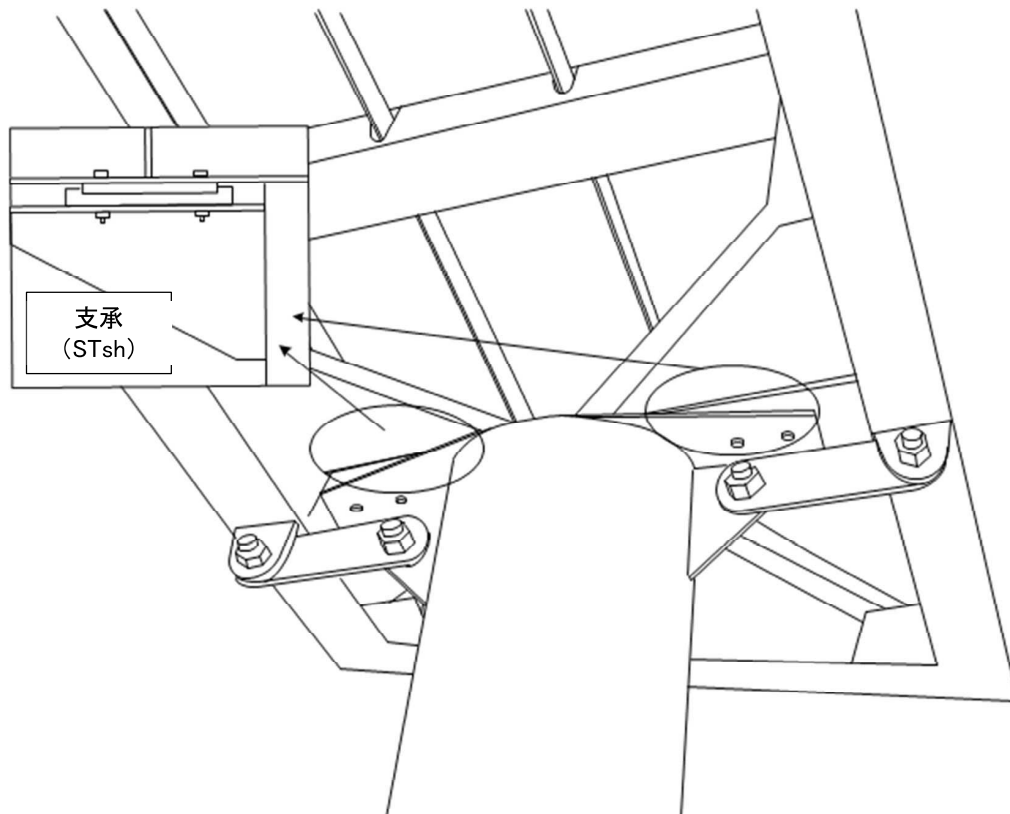
付図－１．１．１ 部材の名称（その３）

・階段部

階段部①



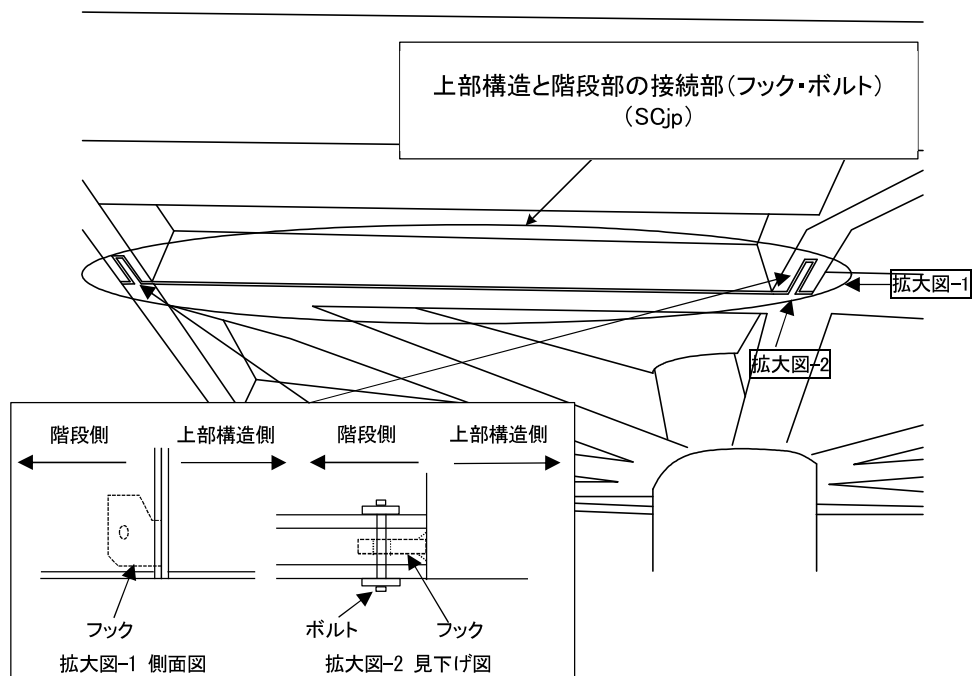
階段部②



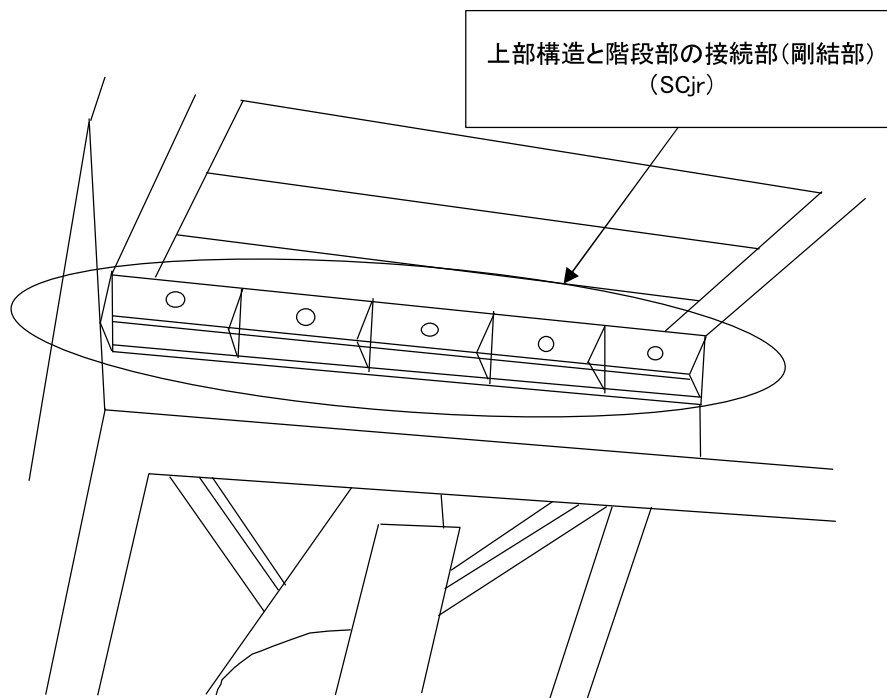
付図－1. 1. 1 部材の名称 (その4)

・その他の接続部

上部構造と階段部の接続部①（フック・ボルト）



上部構造と階段部の接続部②（剛結部）



付図－１． １． １ 部材の名称（その５）

■付図－1． 2 要素番号例

(1) 番号付番の基本

番号付番の基本として、要素番号（部材番号）は、径間毎に付番する。

ゲルバー桁等、径間分割がある場合は、分割された径間毎に付番する。

また、径間の考え方については、以下の内容を基本に径間設定や番号を付番する。

1) 径間設定の考え方

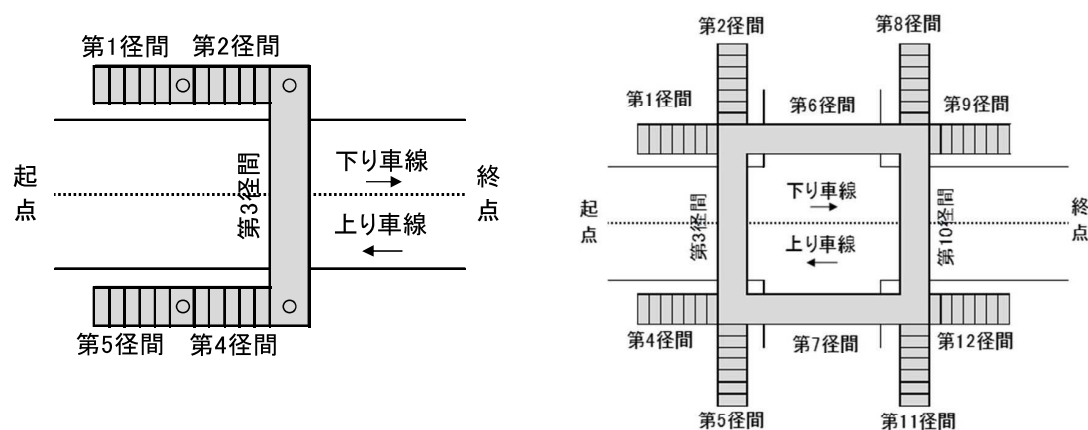
径間は橋脚等の支点部で分割するものとし、階段部も同様とする。

また、径間の順番は、管理図などの左側（＝起点側）の上側となる下り線側の階段部、横断部、上り線側の順番に設定することを基本とし、平面形状がロ型の場合も基本的な考え方は同様とする。

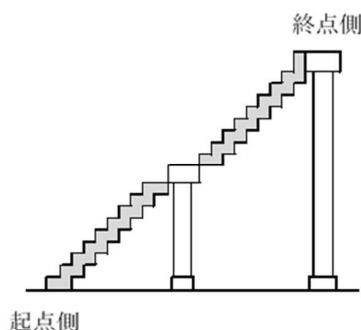
2) 起点終点の考え方

横断部は道路の起点側もしくは、管理図の上側を起点側とし要素番号を付番する。

階段部は、登り口（路面側）を起点側、上部構造側を終点側として要素番号を付番する。



付図－1． 2． 1 径間設定の参考図

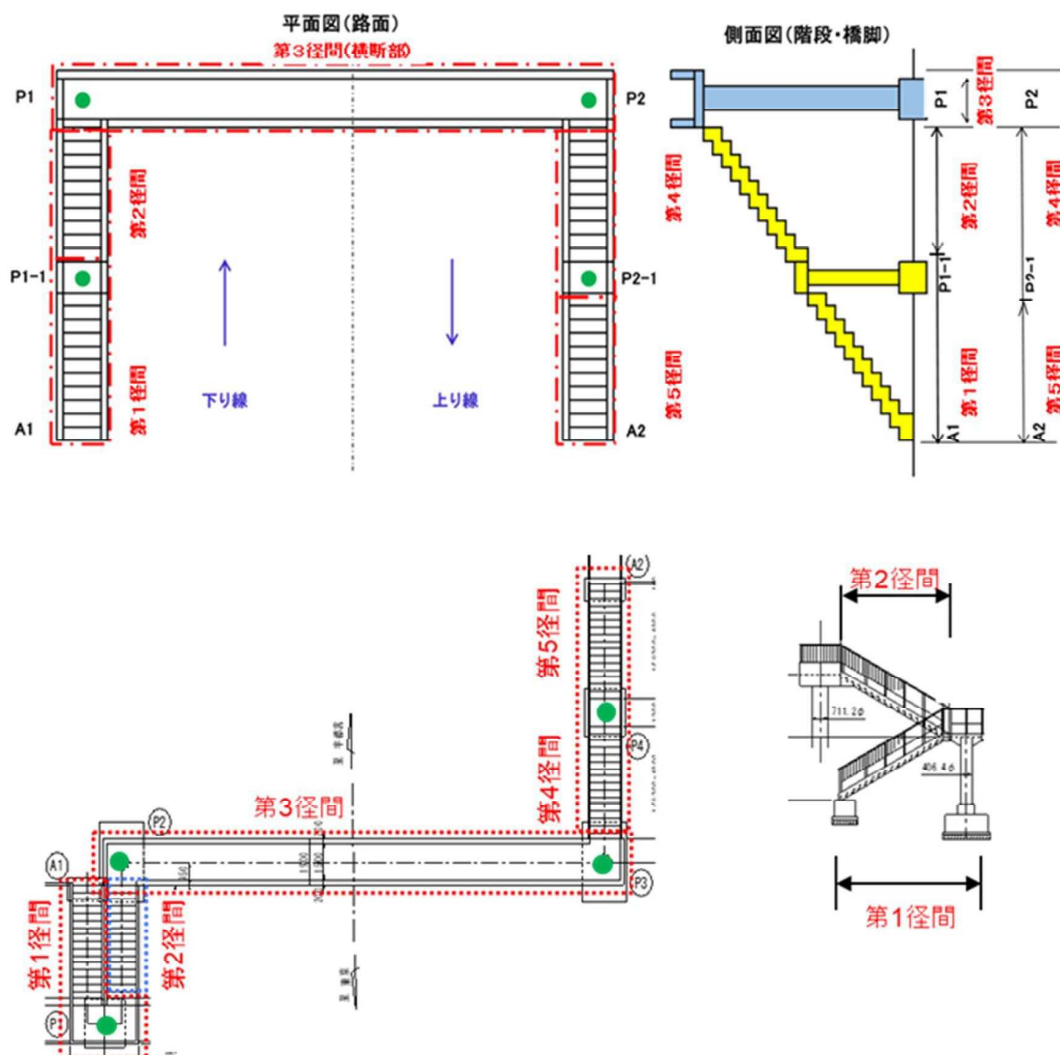


付図－1． 2． 2 階段部の起終点の考え方

3) 径間設定の参考例

イ) 基本パターン

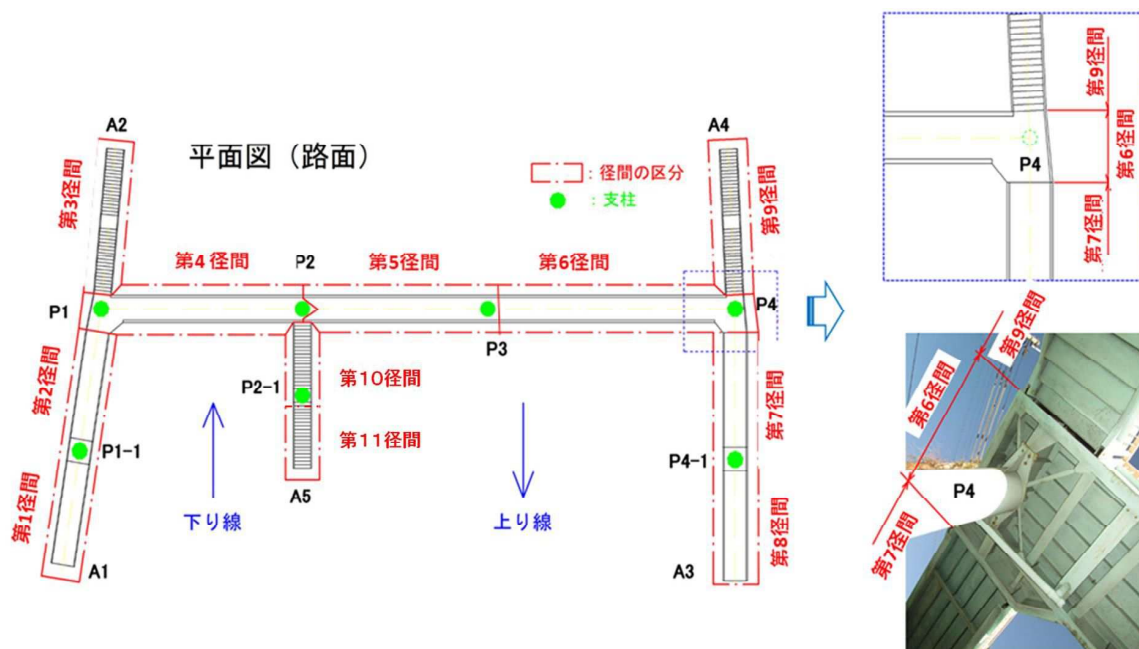
- ・下り線側の階段部から番号を設定する。
- ・階段部に橋脚等がある場合は、そこで径間を分ける。



付図－1． 2． 3 径間設定例（その1）

ロ) 特殊パターン

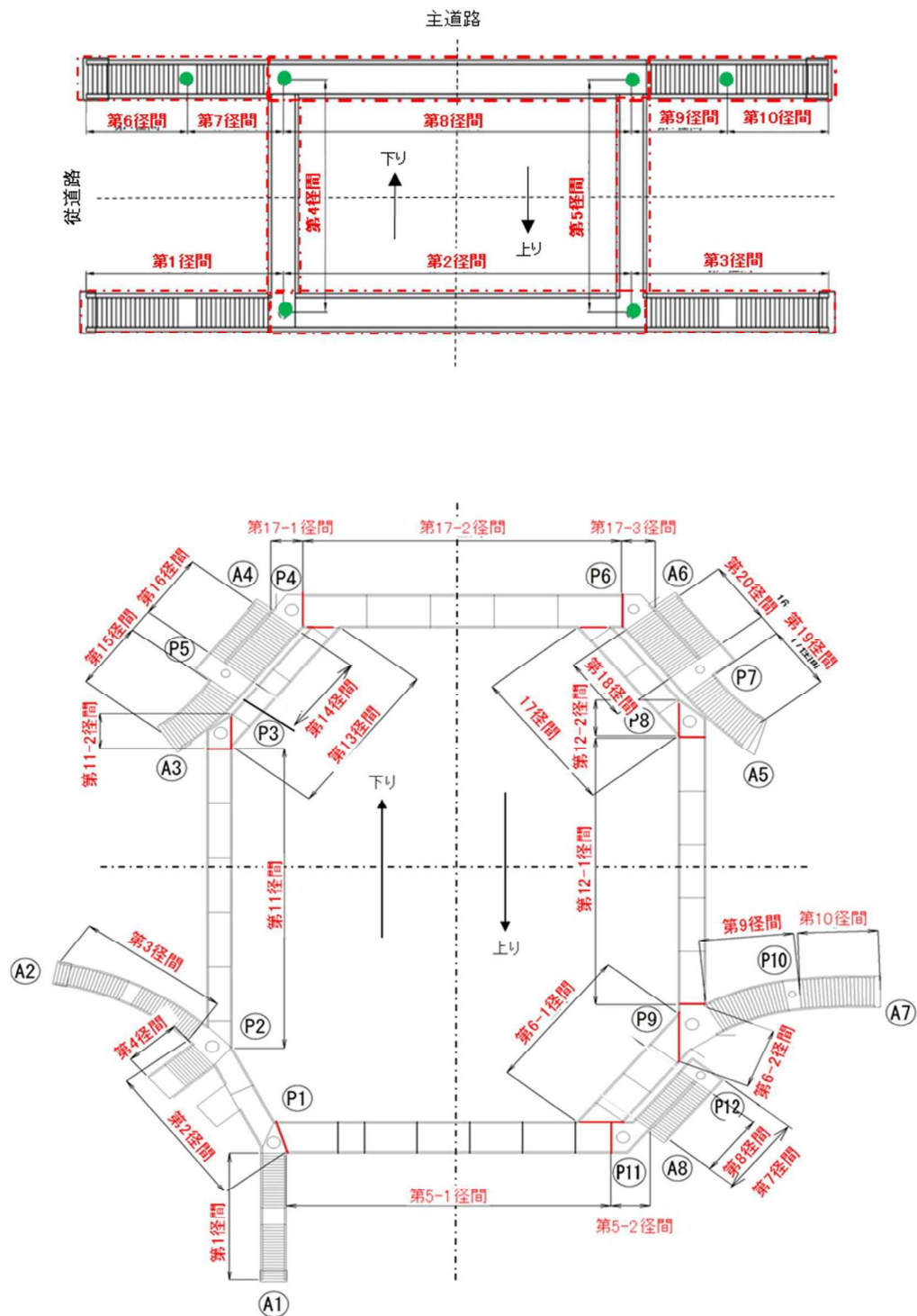
- ・横断部の中間に階段がある場合は、上り線側の次の径間とする（下図では第10、11径間）。



付図－1． 2． 3 径間設定例（その2）

ハ) ロ型（交差点部）タイプ

- ・主道路を基準として径間を設定する。



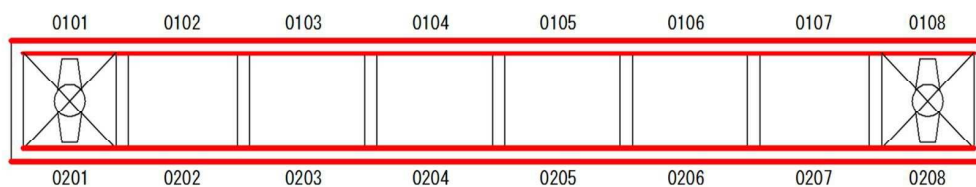
付図－１．２．３ 径間設定例（その３）

(2) 番号付番の方法

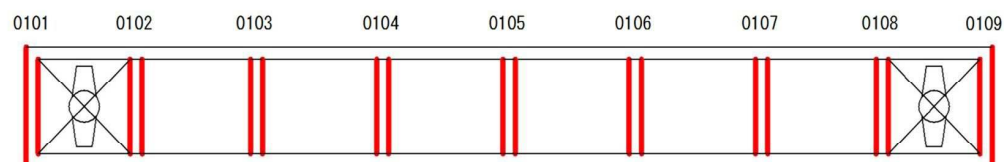
【上部構造】

①主桁 (SPmg)

- ・橋軸方向は横桁で分割する。
- ・番号の前2桁を、部材番号とする。

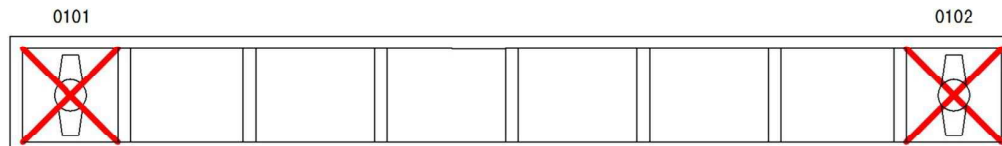


②横桁 (SPcr)



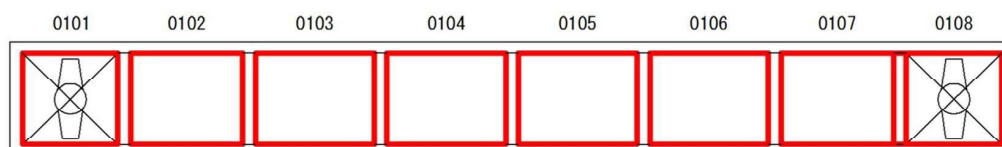
③横構 (SPlu, SPli)

- ・橋軸方向は横桁で分割する。



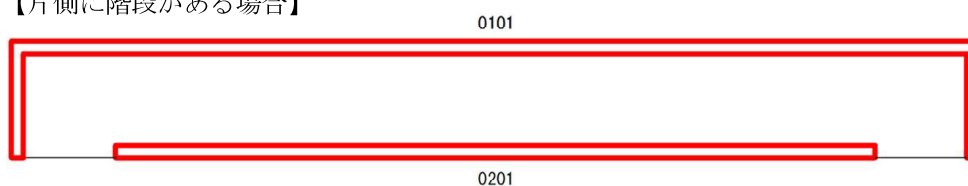
④床版 (SPds)

- ・橋軸方向は横桁で分割する。
- ・横桁との接続部の損傷は若番号側に記録する。



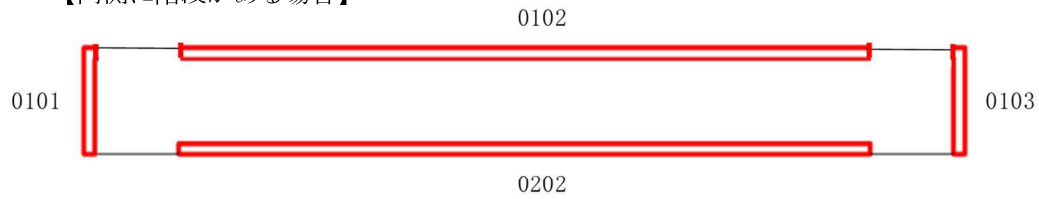
⑤地覆 (SPwg) (その他 高欄 (Ebr) , 裾隠し板 (Esb) 等も同様に付番)

【片側に階段がある場合】



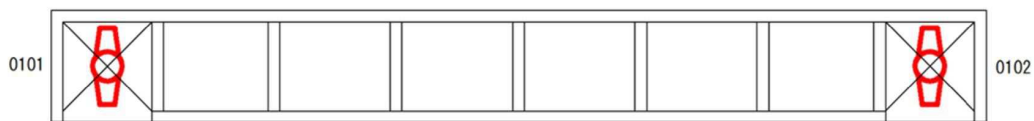
付図－1． 2． 4 要素番号例 (その1)

【両側に階段がある場合】



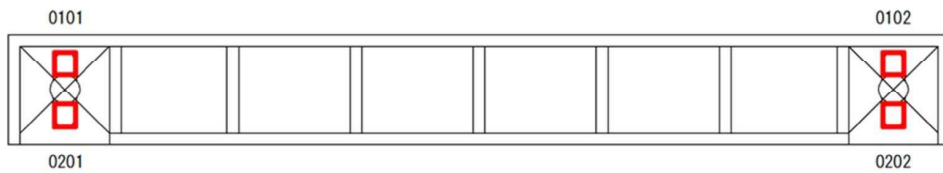
【下部構造】

⑥柱部・壁部 (SBbp) , 根巻きコンクリート (SBco) , 梁部 (SBpb) , 基礎 (FPff)



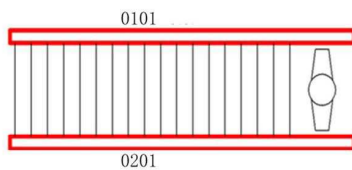
【上下部接続部】

⑦支承本体 (BPsh) , アンカーボルト (BPsa) (落橋防止構造 (Epr) も同様に付番)

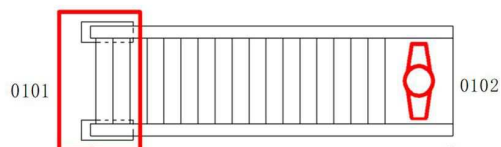


【階段部】

⑧主桁 (STmg)

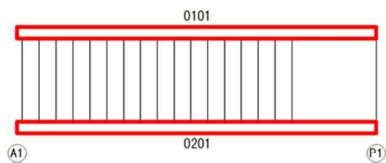


⑨橋台 (STab) , 柱部・壁部 (STbp) , 根巻きコンクリート (STco) , 梁部 (STpb) , 基礎 (STff)

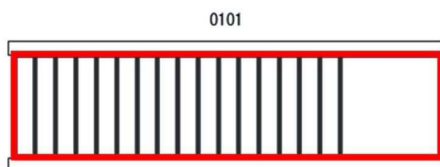


付図－１．２．４ 要素番号例 (その２)

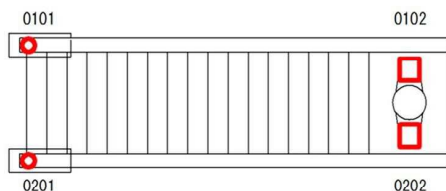
⑩地覆 (STwg) (その他 高欄 (Ebr) , 手摺り (Eba) 等も同様に付番)



⑪蹴上げ (STri) , 踏み板 (STtr)



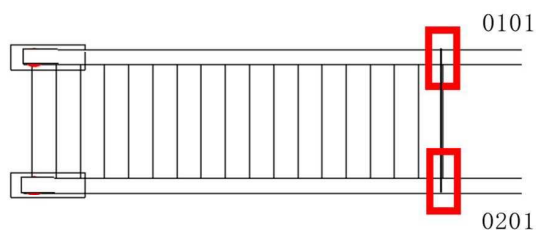
⑫支承本体 (STsh) , アンカーボルト (STsa) (落橋防止構造 (Epr) も同様に付番)



【その他の接続部】

⑬上部構造と階段部の接続部 フック・ボルト (SCjp)

・番号の前2桁は、橋軸方向の並びを示す。

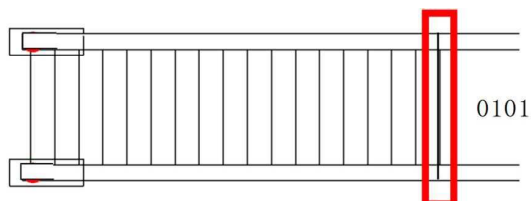


※上図は付図－1． 1 に示すフック・ボルト構造を想定している。

構造が付図と異なる場合は適切に付番すること。

付図－1． 2． 4 要素番号例 (その3)

⑭上部構造と階段部の接続部 剛結部 (SCjr)



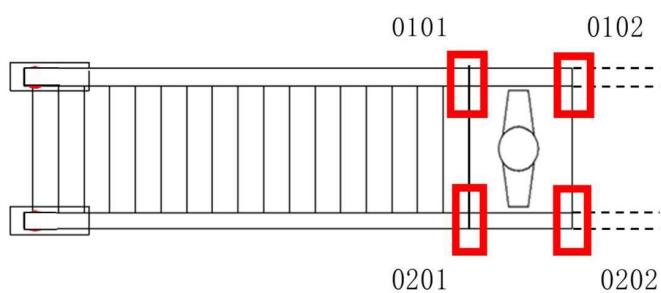
※上図は付図－１．１に示す剛結構造を想定している。

構造が付図と異なる場合は適切に付番すること。

⑮その他 階段部と踊り場の接続部 (SCcx)

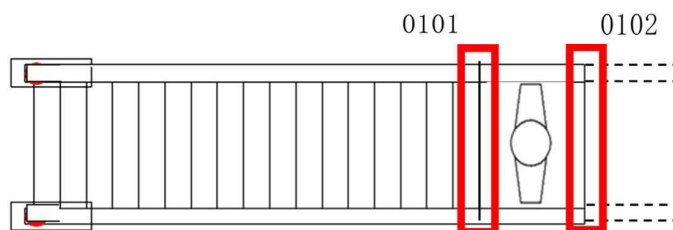
フック・ボルトの場合

- ・番号の前２桁は、橋軸方向の並びを示す。
- ・番号の後２桁は、起点側を「**01」、終点側を「**02」とする。



剛結の場合

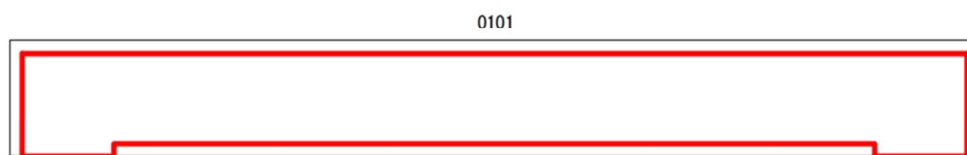
- ・番号の後２桁は、起点側を「**01」、終点側を「**02」とする。



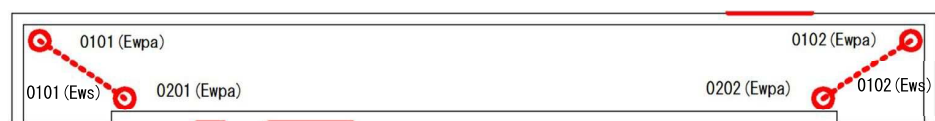
付図－１．２．４ 要素番号例 (その４)

【その他】

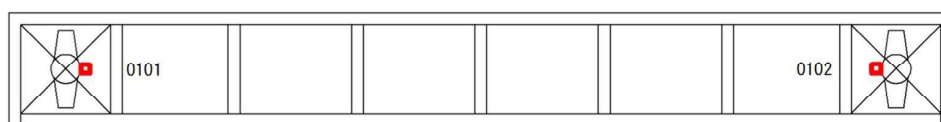
⑯舗装 (Epa)



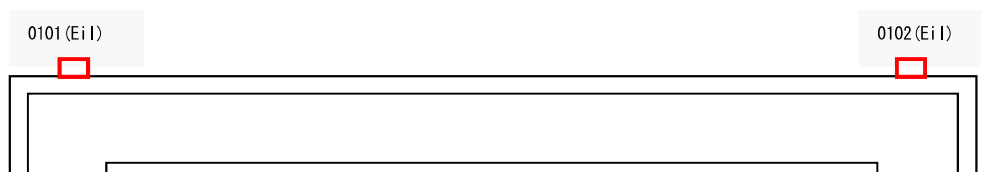
⑰排水受け (Ewpa) , 排水樋 (Ews)



⑱排水管 (Ewpi)

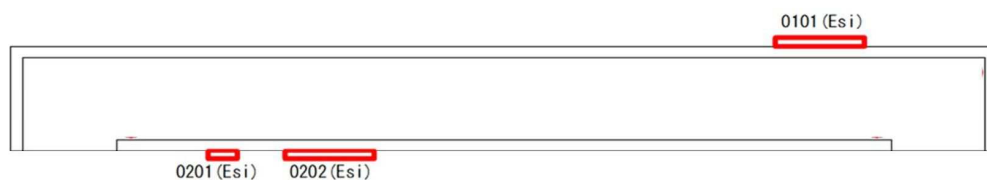


⑲照明施設 (Eil)



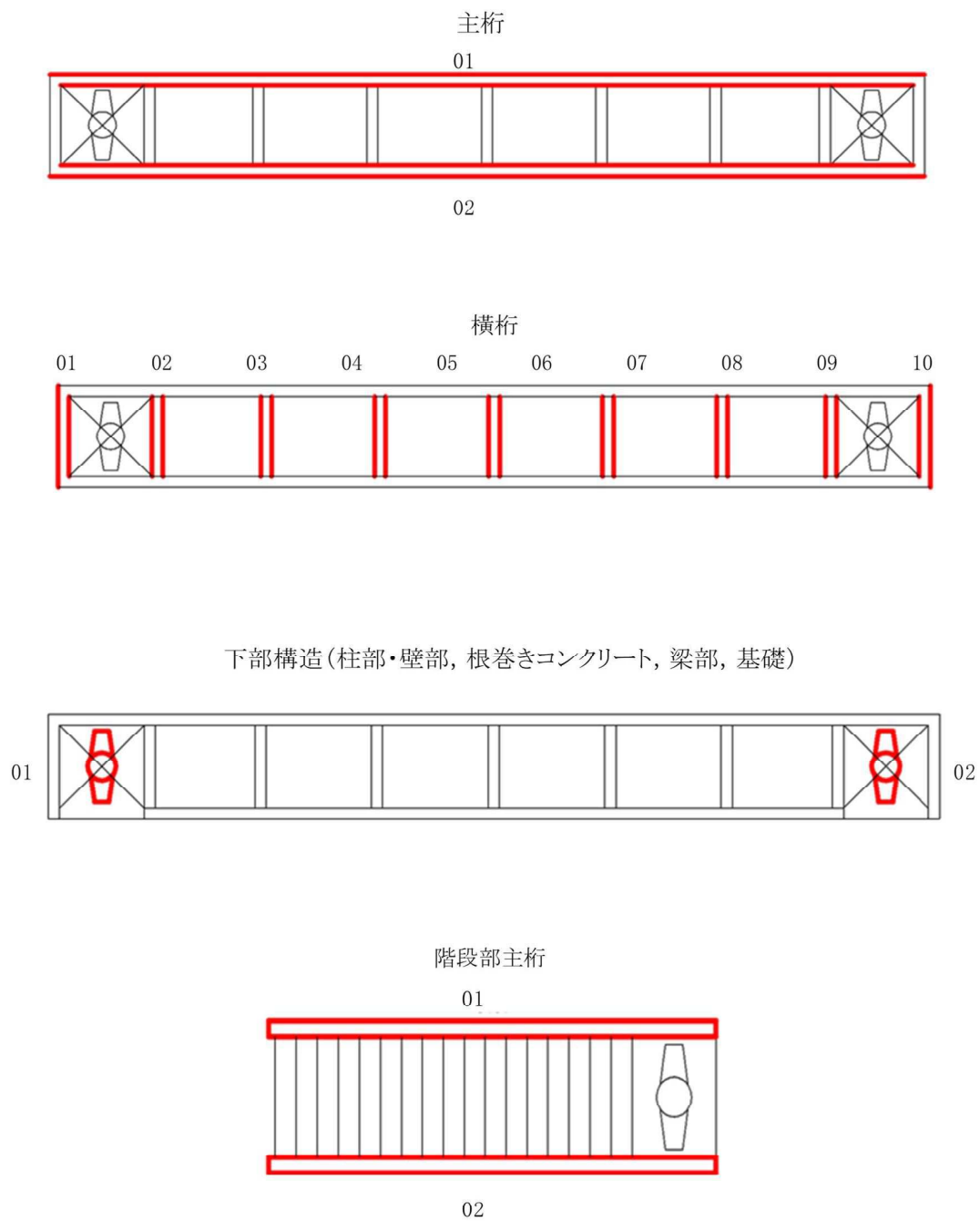
⑳道路標識 (Esi)

- ・ 標識板の取付部として、重ね貼りのビスも含む。



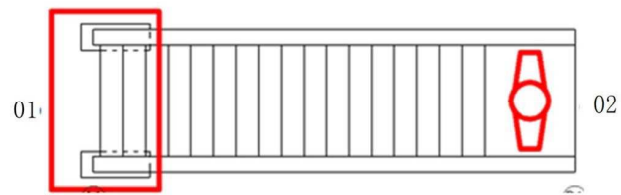
付図－１．２．４ 要素番号例（その５）

■付図－１．３ 部材番号例

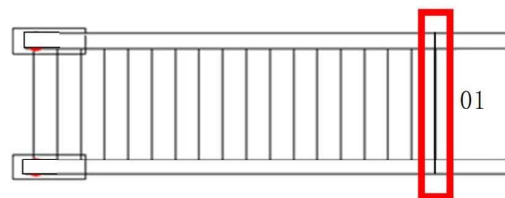


付図－１．３．１ 部材番号例 (その１)

階段部下部構造(橋台、柱部・壁部、根巻きコンクリート、梁部、基礎)



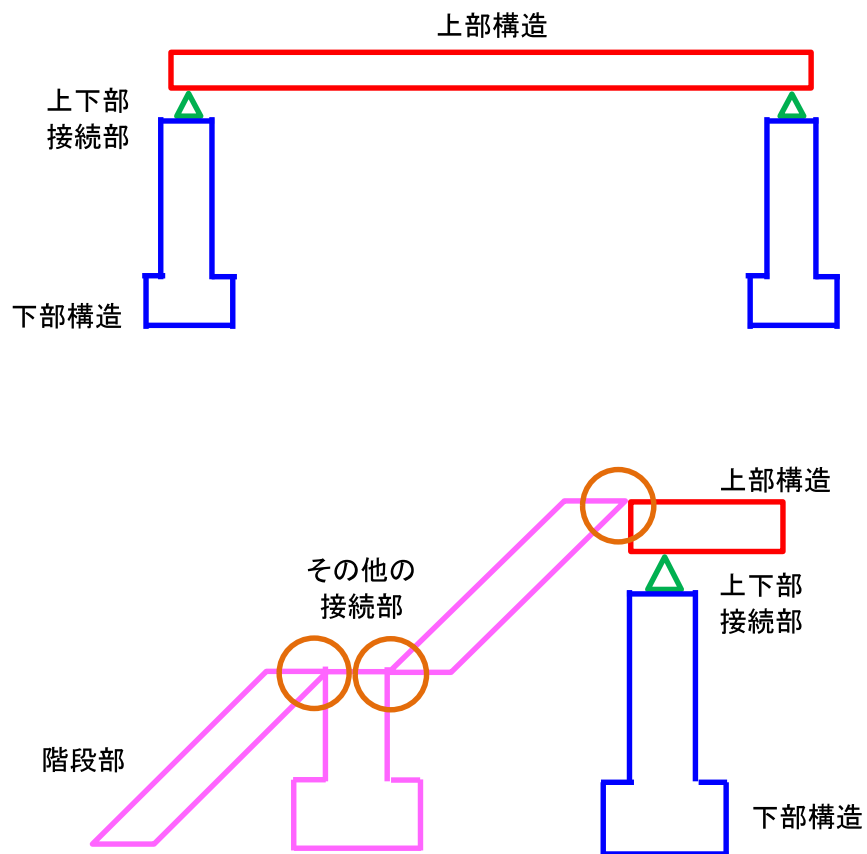
その他の接続部
上部構造と階段部の接続部(フック・ボルト、剛結部)



付図－１．３．１ 部材番号例（その２）

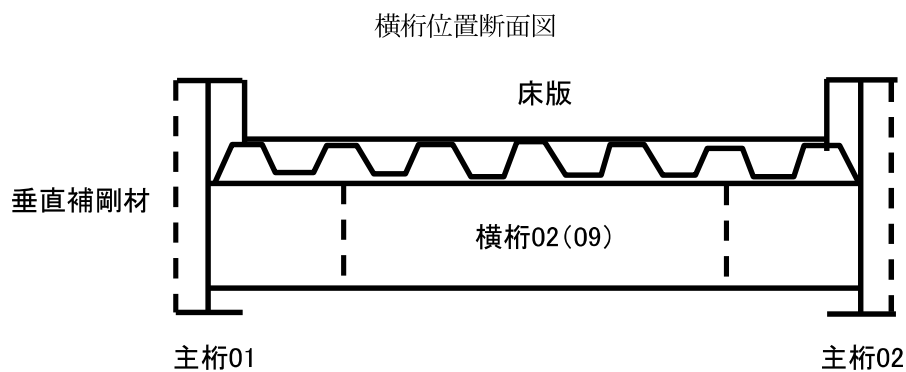
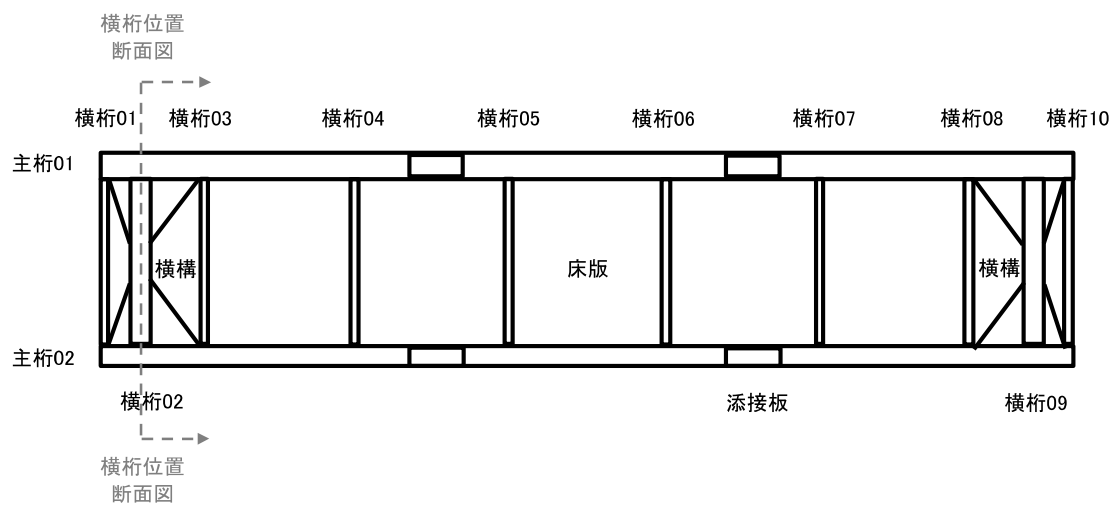
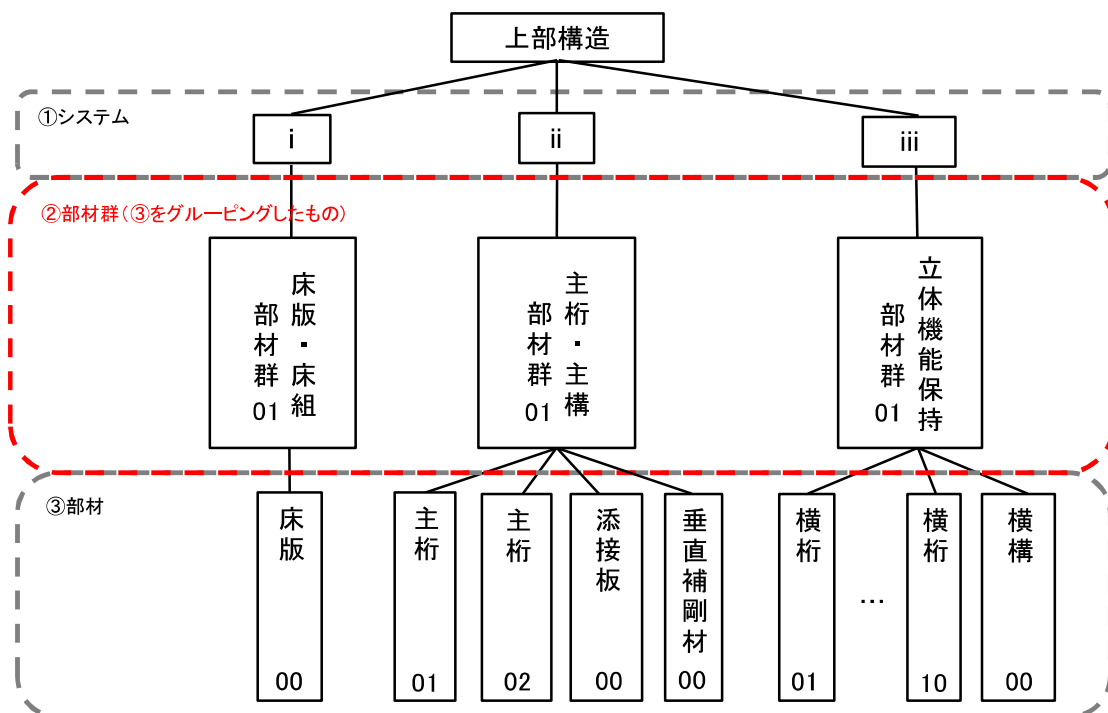
■付図－1．4 部材群の例

○下路式 I 型断面桁の例



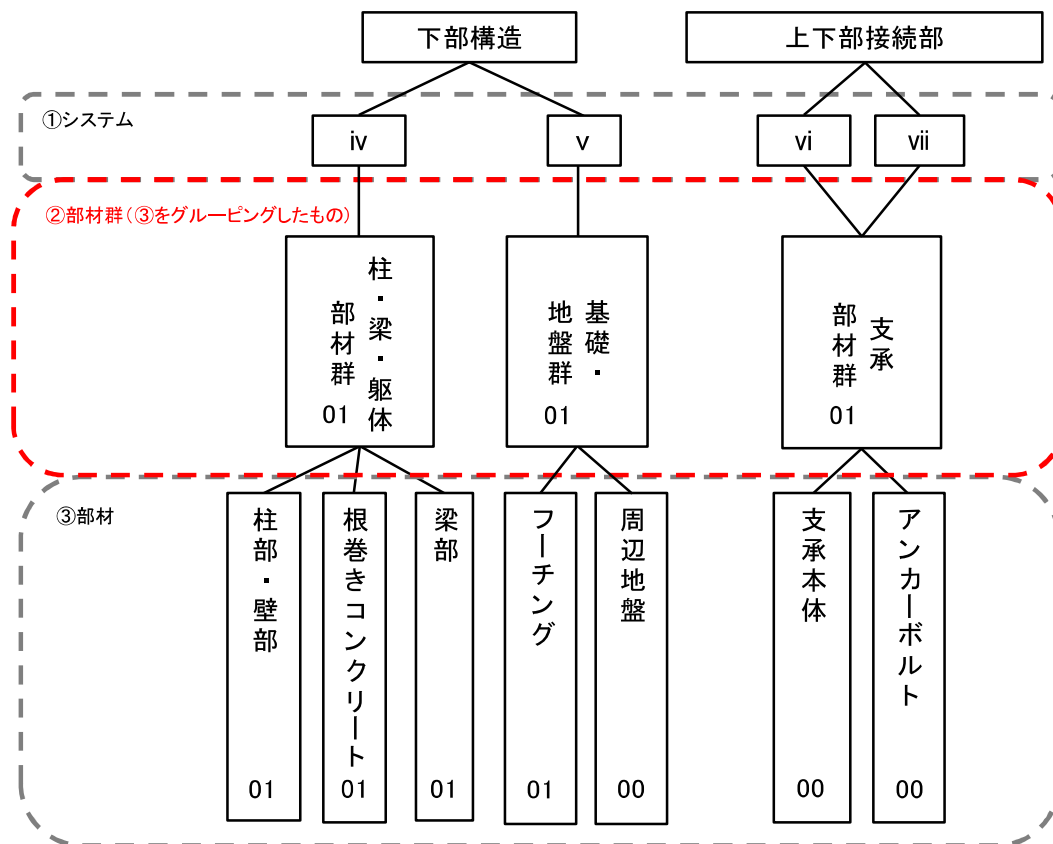
付図－1．4．1 構成要素の構成（捉え方）の例

1. 上部構造

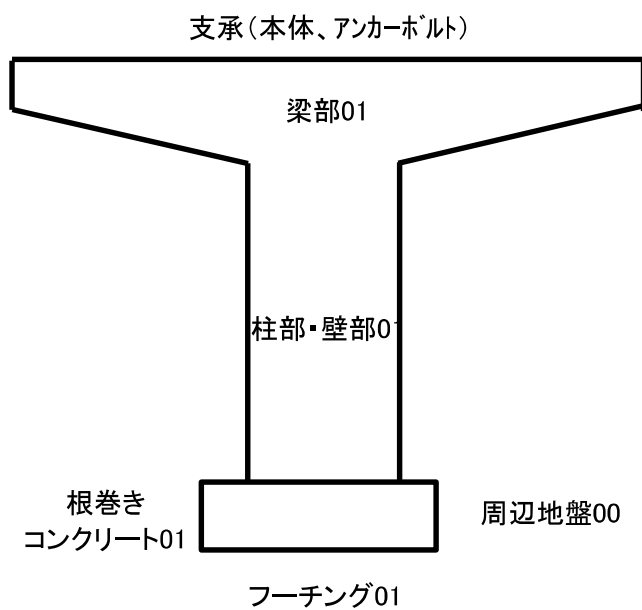


付図ー1. 4. 2 部材群の例 (その1)

2. 上下部接続部及び下部構造



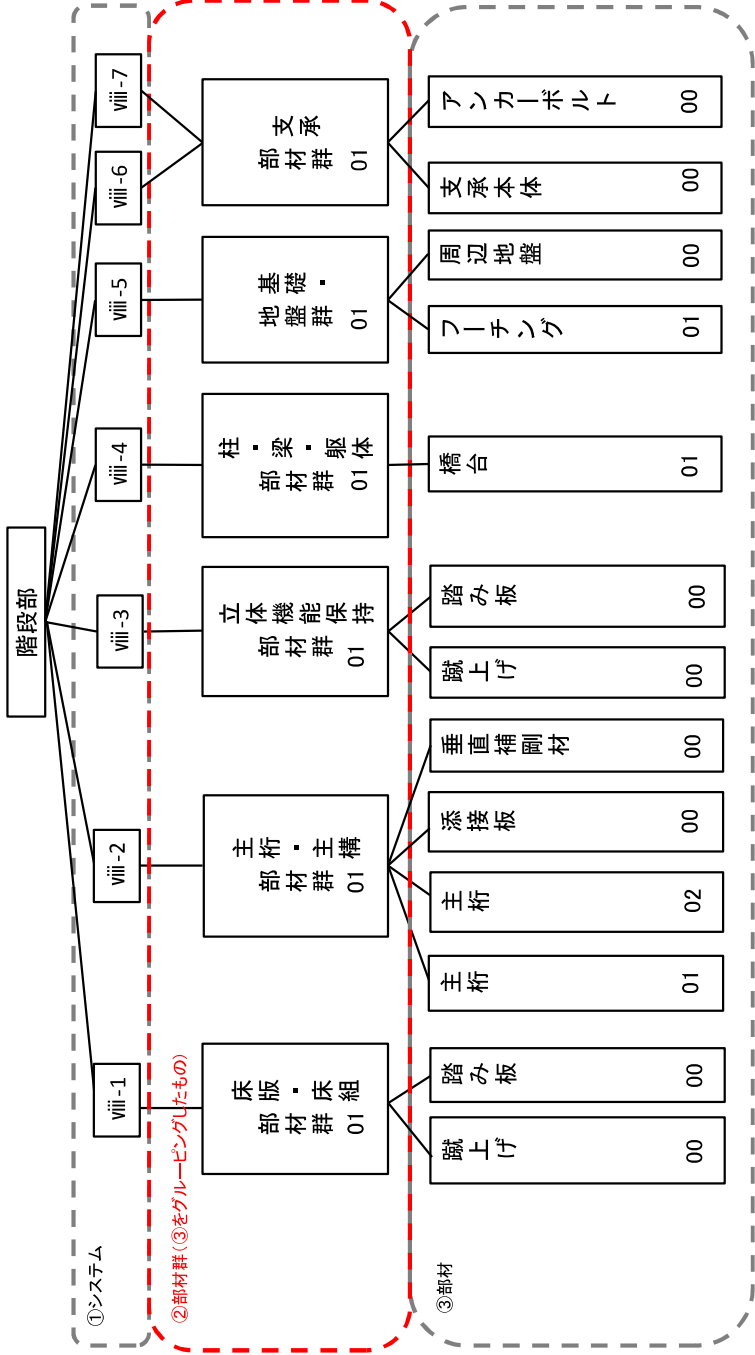
橋脚正面図

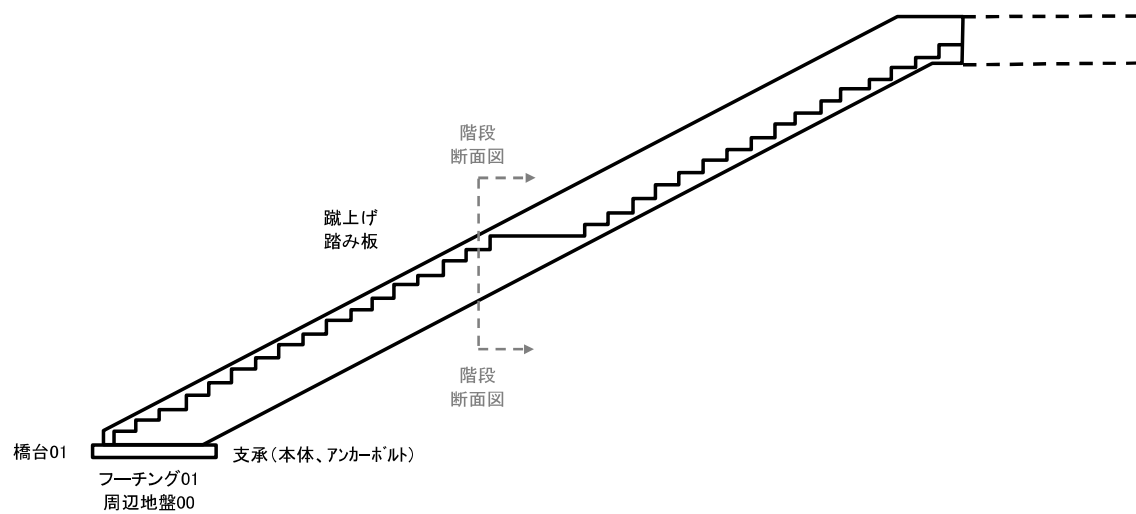


付図ー1. 4. 2 部材群の例(その2)

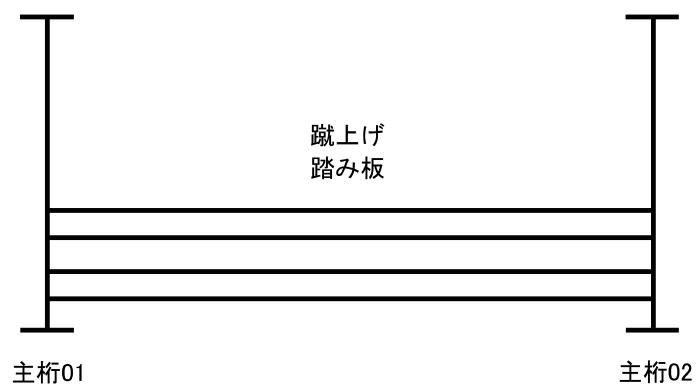
3. 階段部

a) 橋脚なしの場合



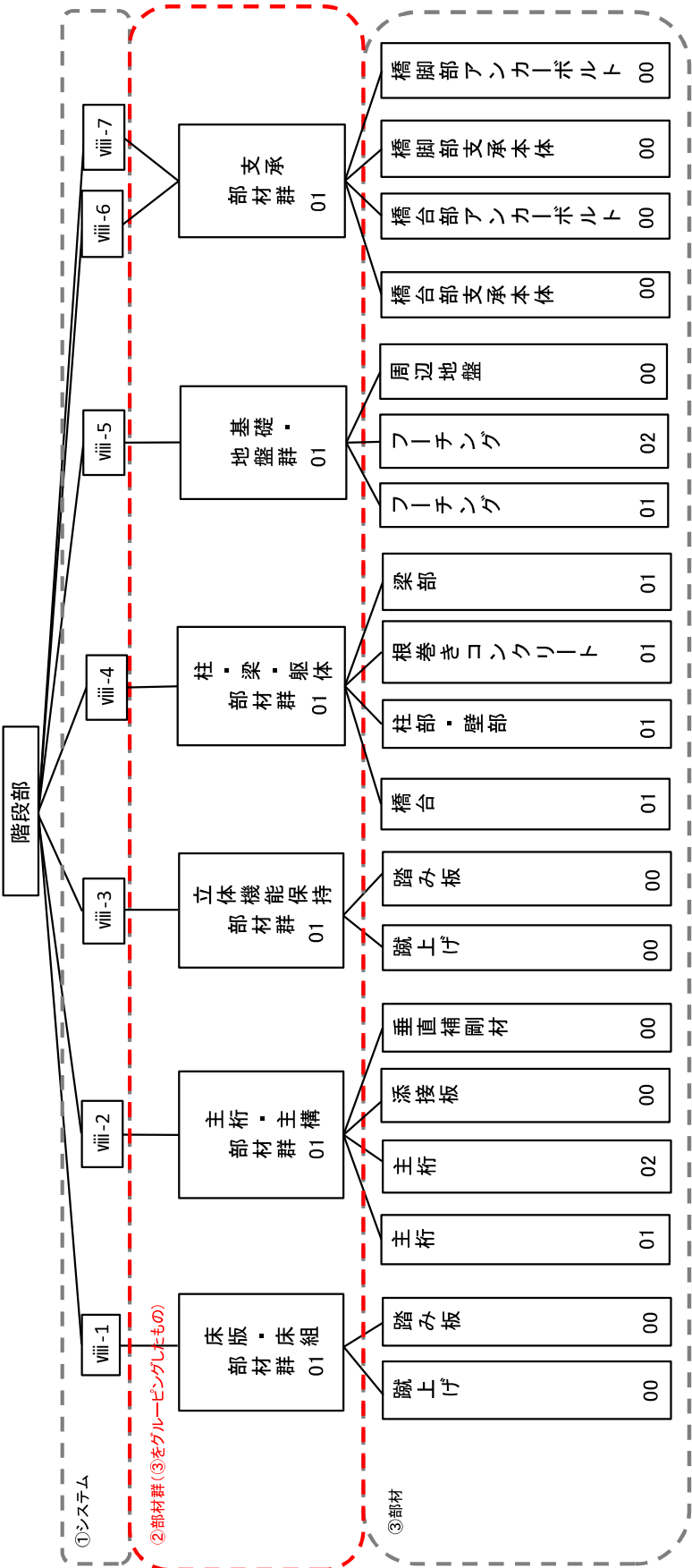


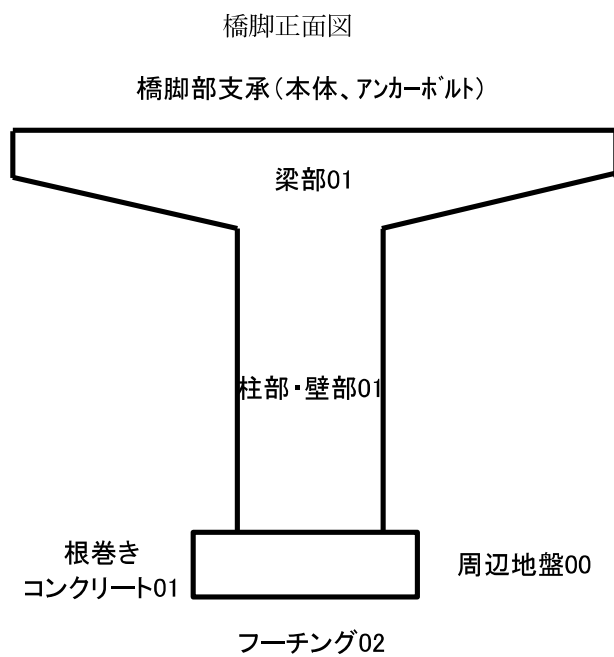
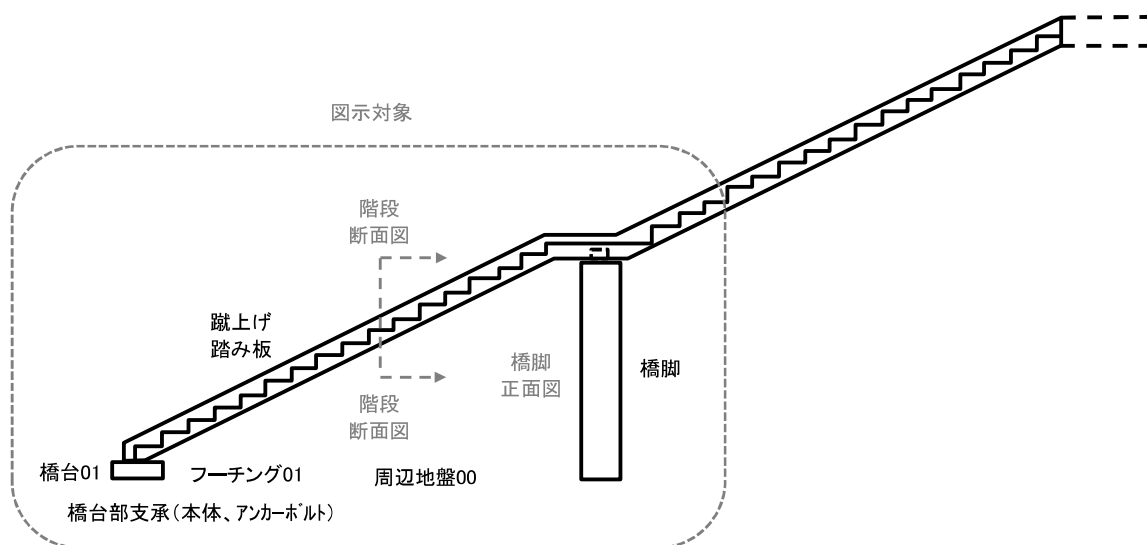
階段断面図



付図ー１．４．２ 部材群の例（その３）

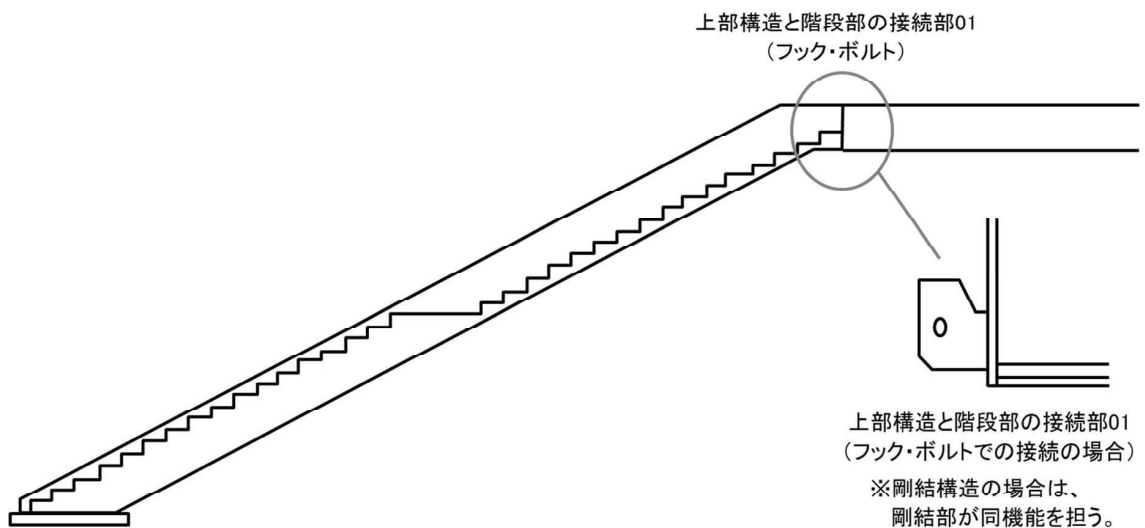
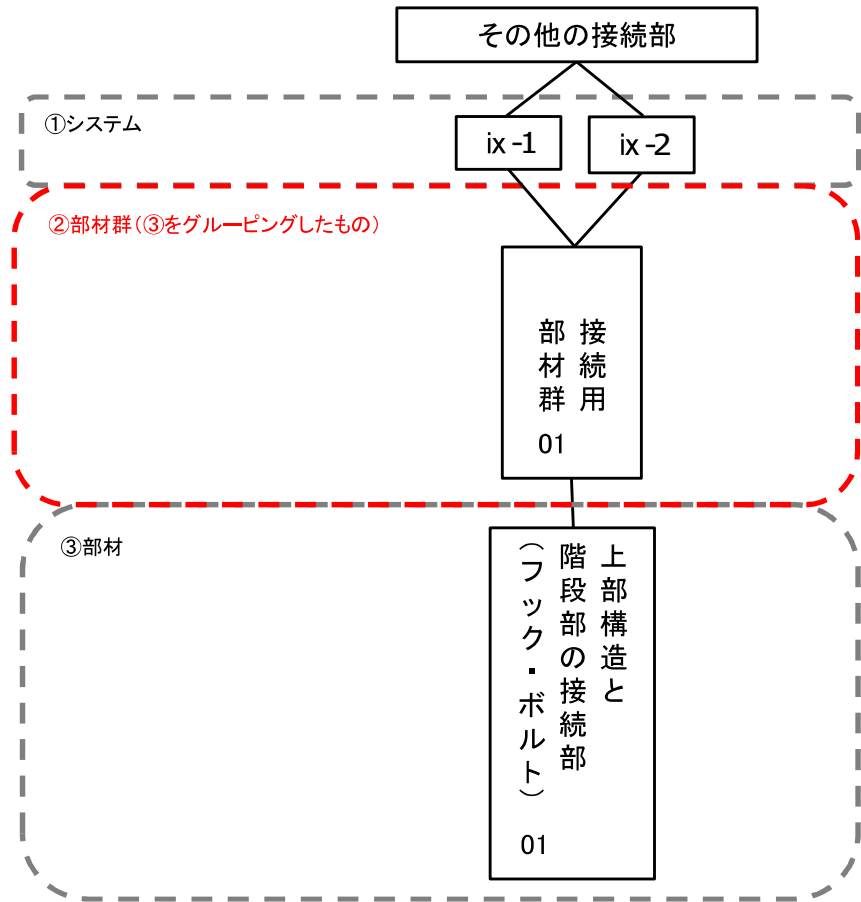
b) 橋脚ありの場合





付図ー1. 4. 2 部材群の例 (その4)

4. その他の接続部



付図－1. 4. 2 部材群の例 (その5)